## 保健所長 殿

郵便番号

住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

開設者

氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の職氏名)

電話番号

助産所開設後の届出事項の一部変更届

次のとおり助産所の開設後の届出事項の一部を変更したので、医療法(昭和23年法律第205号) 第30条の2、同法施行令(昭和23年政令第326号)第4条の2第2項及び同法施行規則(昭和23年 年厚生省令第50号。以下「規則」)第3条第2項の規定により届け出ます。

	ふ	ŋ	が	な								
1	名			称								
2	郵	便		番	号							
開設の場所	所	在		地								
	電	話		番	号							
	F	A	X	番	号							
3 開設許可年月日 及び指令番号						年   月   日     指令第   号						
4 変	変更年	夏の理 ■月日		及び								
5 変更した開設後の届出事項(該当する項目の□を■で表示すること。)												
□ (1) 管理者の住所及び氏名 □ (2) 規則第15条の2第1項の医師の住所及び氏名又は同条第2項の病院又は診療所の住所												
	及び名称											

□ (3) 規則第15条の2第3項の嘱託す	る病院	又は影	<b>疹</b> 療列	「の住所及び名称								
6 変更した開設後の届出事項が(1)	の場合											
(1)変更前の管理者の住所又は氏名	(2)変更後の管理者の住所又は氏名											
(3)変更後の管理者の免許 証番号及び登録年月日	年	月	号 日	保健所担当者確認欄 (注を参照)								
(4)変更後の管理者の再教 育研修修了登録年月日	年	月	日	保健所担当者確認欄 (注を参照)								
7 変更した開設後の届出事項が(2)の場合												
(1)変更前の規則第15条の2第1項の 住所又は氏名	(2)変更後の規則第15条の2第1項の医師の 住所又は氏名											
(3)変更前の規則第15条の2第2項の は診療所の住所又は名称	(4)変更後の規則第15条の2第2項の病院又 は診療所の住所又は名称											
8 変更した開設後の届出事項が(3)の場合												
(1)変更前の規則第15条の2第3項の は診療所の住所又は名称	(2)変更後の規則第15条の2第3項の病院又 は診療所の住所又は名称											
9 添付書類 ① 変更した開設後の届出事項が(1)の場合 ・ 管理者の履歴書及び免許証の写し(管理者が保健師助産師看護師法領条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合は、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。) ② 変更した開設後の届出事項が(2)の場合 ・ 新たに規則第15条の2第1項の医師に嘱託した場合には、当該医師に発した場合には、当該病院若しくは診療所に同項に定する嘱託を行った場合には、当該病院若しくは診療所が診療科名中に利若しくは産婦人科を有する旨の書類及び当該病院若しくは診療所にして、自項に規定する嘱託を行った旨の書類												

- ③ 変更した開設後の届出事項が(3)の場合
  - ・ 新たに規則第15条の2第3項の嘱託する病院又は診療所に嘱託した場合 には、当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類
- (注) 免許証写し及び再教育研修修了登録証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、保健所担当者確認欄に保健所担当者の署名を受けること。